

令和4年3月23日現在  
北海道開発局営繕部

運 用 方 針	
入札方式	<p>1. 一般競争入札(WTO適用対象工事(以下WTOという)) 工事規模6.8億円以上の工事に適用する。</p> <p>2. 一般競争入札(WTO以外) 工事規模6.8億円未満の工事に適用する。</p>
総合評価 落札方式	<p>1. タイプ選定、加算点、工事規模については、建築、電気及び管共通。なお、機械装置については、工事規模及び工事技術的難易度に係らず、施工能力評価型(Ⅱ型)による。</p> <p>①技術提案評価型(A型WTO):74点を標準とする。(段階的選抜は43点を標準とし、うち20点を技術提案等とする)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事規模6.8億円以上、かつ高度な施工技術等の技術提案を求めることにより品質の向上、コスト縮減、工期短縮等を特に求める必要がある工事に適用する。</li> </ul> <p>②技術提案評価型(S型WTO):64点を標準とする。(段階的選抜は18点を標準とする。ただし、段階的選抜時に「技術提案の一部」を評価する場合は38点を標準とし、うち20点を技術提案等とする)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記①以外、かつ工事規模6.8億円以上の工事に適用する。</li> </ul> <p>③技術提案評価型(A型WTO以外):74点を標準とする。(段階的選抜は56点を標準とし、うち20点を技術提案等とする)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事規模6.8億円未満、かつ高度な施工技術等の技術提案を求めることにより品質の向上、コスト縮減、工期短縮等を特に求める必要がある工事に適用する。</li> </ul> <p>④技術提案評価型(S型WTO以外):60点を標準とする。(段階的選抜は27点を標準とする。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事規模6.8億円未満、かつ発注者が示す標準的な仕様(標準案)に対して施工上の特定の技術的課題等に関する施工上の工夫等の技術提案を求めることにより品質向上が期待出来る工事に適用する。</li> </ul> <p>⑤施工能力評価型(Ⅰ型②):39点を標準とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事規模が2.5億円以上(電気及び管の場合は0.8億円以上)6.8億円未満、工事技術的難易度がⅣ以上、かつ施工計画等を求めて企業の能力を評価し監理能力をヒアリングで確認する必要がある工事に適用する。</li> </ul> <p>⑥施工能力評価型(Ⅰ型①):40点を標準とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事規模が2.5億円以上(電気及び管の場合は0.8億円以上)6.8億円未満、工事技術的難易度がⅣ以上、又は施工計画等を求めて企業の能力を評価する必要がある工事(施工能力評価型(Ⅰ型②)を除く)に適用する。</li> </ul> <p>⑦施工能力評価型(Ⅱ型):39点を標準とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事規模が2.5億円未満(電気及び管の場合は0.8億円未満)、工事技術的難易度がⅢ以下、かつ施工計画等を求めて企業の能力を評価する必要がある工事に適用する。</li> </ul> <p>2. 評価項目【※1】</p> <p>①技術提案評価型(A型WTO) 段階的選抜は技術提案を求める競争参加者数を絞り込む必要がある場合に試行的に実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・技術提案及び賃上げを実施する企業を評価する。なお、段階的選抜では施工能力等として、以下を標準的に評価する。             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1)簡易な技術提案</li> <li>(2)企業の実績:同種工事の実績</li> <li>(3)配置予定技術者の能力:同種工事の実績</li> </ol> </li> </ul>

- ②技術提案評価型(S型WTO) 段階的選抜は技術提案を求める競争参加者数を絞り込む必要がある場合に試行的に実施。
- ・技術提案及び賃上げを実施する企業を評価する。なお、段階的選抜では施工能力等として、以下を標準的に評価する。
    - (1)企業の実績:同種工事の実績
    - (2)配置予定技術者の能力:同種工事の実績
- ③技術提案評価型(A型WTO以外) 段階的選抜は技術提案を求める競争参加者数を絞り込む必要がある場合に試行的に実施。
- ・技術提案及び賃上げを実施する企業を評価する。なお、段階的選抜では施工能力等として、以下を標準的に評価する。
    - (1)簡易な技術提案
    - (2)企業の実績:同種工事の実績、工事成績及び優良工事表彰(北海道開発局i-Con奨励賞及び国土交通省i-Construction大賞含む)
    - (3)配置予定技術者の能力:同種工事の実績、工事成績及び優良工事表彰(海外インフラプロジェクト技術者表彰含む)
- ④技術提案評価型(S型WTO以外) 段階的選抜は技術提案を求める競争参加者数を絞り込む必要がある場合に試行的に実施。
- ・技術提案を評価する。
  - ・賃上げを実施する企業を評価する。
  - ・施工能力等として、以下を標準的に評価する。
    - (1)企業の実績:同種工事の実績、工事成績、優良工事表彰(北海道開発局i-Con奨励賞及び国土交通省i-Construction大賞含む)及びNETIS登録技術
    - (2)配置予定技術者の能力:同種工事の実績、工事成績、優良工事表彰(海外インフラプロジェクト技術者表彰含む)及びCPDの取組
  - ・地域要件として、以下を標準的に評価する。
    - (1)地域貢献度:ボランティア活動及び災害協定の締結
- ⑤施工能力評価型(I型②) 段階的選抜は書面により施工監理能力の確認を行う際、競争参加者数を絞り込む必要がある場合に試行的に実施<sup>【※2】</sup>。
- ・賃上げを実施する企業を評価する。
  - ・施工能力等として、以下を標準的に評価する。
    - (1)施工計画の評価
    - (2)企業の実績:同種工事の実績、工事成績、優良工事表彰(北海道開発局i-Con奨励賞及び国土交通省i-Construction大賞含む)及びNETIS登録技術
    - (3)配置予定技術者の能力:同種工事の実績、工事成績、優良工事表彰(海外インフラプロジェクト技術者表彰含む)及びCPDの取組
  - ・地域要件として、以下を標準的に評価する。
    - (1)地域精通度:本支店等の所在地及び近隣地域(開発建設部管内)の施工実績
    - (2)地域貢献度:ボランティア活動及び災害協定の締結
- ⑥施工能力評価型(I型①) 段階的選抜は書面により施工監理能力の確認を行う際、競争参加者数を絞り込む必要がある場合に試行的に実施<sup>【※2】</sup>。
- ・賃上げを実施する企業を評価する。
  - ・施工能力等として、以下を標準的に評価する。
    - (1)書面による施工監理能力の確認
    - (2)企業の実績:同種工事の実績、工事成績、優良工事表彰(北海道開発局i-Con奨励賞及び国土交通省i-Construction大賞含む)及びNETIS登録技術
    - (3)配置予定技術者の能力:同種工事の実績、工事成績、優良工事表彰(海外インフラプロジェクト技術者表彰含む)及びCPDの取組
  - ・地域要件として、以下を標準的に評価する。
    - (1)地域精通度:本支店等の所在地及び近隣地域(開発建設部管内)の施工実績
    - (2)地域貢献度:ボランティア活動及び災害協定の締結

総合評価  
落札方式

⑦施工能力評価型(Ⅱ型)

- ・賃上げを実施する企業を評価する。
- ・施工能力等として、以下を標準的に評価する。
  - (1)企業の実績:同種工事の実績、工事成績、優良工事表彰(北海道開発局i-Con奨励賞及び国土交通省i-Construction大賞含む)及びNETIS登録技術
  - (2)配置予定技術者の能力:同種工事の実績、工事成績、優良工事表彰(海外インフラプロジェクト技術者表彰含む)及びCPDの取組
- ・地域要件として、以下を標準的に評価する。
  - (1)地域精通度:本支店等の所在地及び近隣地域(開発建設部管内)の施工実績
  - (2)地域貢献度:ボランティア活動及び災害協定の締結

※1:評価項目、配点の詳細は「令和4年度 総合評価落札方式の配点表(営繕)」を参照すること。

※2:「高知県内の入札談合事案を踏まえた入札契約手続の見直しの実施について」(最終改正平成28年1月20日付け北開局工管第254号)記1に定める工事を除く。

3. 技術提案又施工計画等の課題設定

- ・課題設定については原則として以下から適宜選定するものとし、具体的には工事技術的難易度評価の大項目のA及びB評価により課題数及び課題内容を設定する。

【技術提案評価型(A型)】

①技術提案:以下の項目における高度な技術や優れた工夫等を含む提案。

- ・総合的なコストの縮減に関する技術提案
- ・工事目的物の性能、機能の向上に関する技術提案
- ・社会的要請への対応に関する技術提案

②施工計画:上記技術提案に係わる具体的な施工計画。

③簡易な技術提案(段階選抜の場合に実施する)

④ヒアリング:必須だが、技術提案に対する発注者の理解度向上を目的としているため、ヒアリング自体の審査・評価は行わない。

【技術提案評価型(S型)】

①技術提案:以下の項目から工事内容に応じ、1～2テーマを設定(提案はテーマごとに最大5つまでとし、うち1つ以上は生産性向上に資する提案とすることを標準とする。1テーマにつきA4版1～2枚程度)。

- ・総合的なコストの縮減に関する技術提案
- ・工事目的物の性能、機能の向上に関する技術提案
- ・社会的要請への対応に関する技術提案

②ヒアリング:監理能力及び技術提案に対する理解度(配置予定技術者)を確認する。ただし、WTO対象工事は監理能力は除く。

なお、ヒアリングについては、WTO対象は必須。WTO以外では配置予定技術者の監理能力又は技術提案に対する理解度を確認する必要がある場合に実施。

【施工能力評価型(Ⅰ型②及び①)】

(Ⅰ型②)

- ①施工計画:施工上配慮すべき事項。
- ②ヒアリング:監理能力の適切性(配置予定技術者)。

(Ⅰ型①)

①留意事項:配置予定技術者が当該工事において施工上配慮すべき留意事項等。

4. 施工体制確認型

工事規模 0.1億円以上の全ての工事に適用する。

※「施工体制確認型総合評価落札方式の試行拡大について」(平成23年9月22日付け事務連絡)により試行。

<p>技術提案等の採否に関する詳細な通知</p>	<p>1. 総合評価落札方式で実施する全ての工事において、技術提案の採否に関する詳細な通知を行う。</p> <p>・詳細な通知の内容</p> <p>①○：加算点を付与する対象となる項目</p> <p>②－：加算点を付与する対象とならない項目</p> <p>③×：履行を認めない項目（否）、その理由</p> <p>※「総合評価落札方式における技術提案等の採否に関する詳細な通知の実施について」（平成22年5月24日付け北開局工管第35号）及び「総合評価落札方式における技術提案等の採否に関する詳細な通知の実施マニュアル（案）の改定について」（平成23年9月2日付け事務連絡）により実施</p> <p>※①及び②の具体的な通知内容については、『「総合評価落札方式における技術提案等の採否に関する詳細な通知の実施マニュアル（案）平成23年9月』に準ずる。</p> <p>【上記マニュアルにおいて、②については、「入札時に技術提案書を提出する際に削除してはならない」に改正されている】</p>
--------------------------	--

<p style="text-align: center;">参加資格の運用方針</p>	
<p>一般競争（拡大）競争参加資格要件</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。</li> <li>2. 北海道開発局における工事区分「○○」に係る○等級の一般競争参加資格の決定を受けていること。</li> <li>3. 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。</li> <li>4. 申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。</li> <li>5. 北海道開発局が発注した工事区分「○○」に係る工事のうち、過去2年度（この成績が無い場合は更に2年度遡る）に完成した工事の施工実績がある場合においては、当該工事に係る工事成績評定表の評定点合計の平均が65点以上であること。（共同企業体の場合は構成員毎の平均点の単純平均とする。なお、実績がない単体又は共同企業体の構成員の評定点は65点とする。）</li> <li>6. 対象工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。</li> <li>7. 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。</li> <li>8. 北海道内に当該工種の建設業法に基づく、本社、支店（支社）又は営業所が所在すること（共同企業体の場合は、全構成員が所在すること。）。</li> <li>9. 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。</li> <li>10. 企業として過去15年度以降から技術資料提出期限までに本工事で設定した、より同種性の高い工事又は同種工事の条件を満たす施工実績を有すること。（共同企業体の場合は構成員のいずれか1社が上記施工実績を有し、他の構成員は、より同種性の高い工事、同種工事又は他の構成員の条件を満たす施工実績を有すること。）</li> <li>11. 配置予定技術者は過去15年度以降から技術資料提出期限までに本工事で設定したより同種性の高い工事又は同種工事の条件を満たす工事経験を有すること（共同企業体の場合は構成員のいずれか1社の監理（主任）技術者が上記工事経験を有し、他の構成員の配置技術者の工事経験は問わない。）及び本工事で設定した監理（主任）技術者としての資格を有すること。</li> <li>12. 開札の時から落札決定の時までの期間に、北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。</li> </ol>

大項目	中項目	小項目	評価基準 【詳細は補足事項を除き「総合評価落札方式の考え方について」(R3.8事業振興部工事管理課)の「R3標準配点(案)」の評価基準特記事項に準拠する】	施工能力評価型(II型)			施工能力評価型(I型①)			施工能力評価型(I型②)			技術提案評価型(S型 WTO以外)			技術提案評価型(A型 WTO以外)			技術提案評価型(S型 WTO)			技術提案評価型(A型 WTO)					
				必須 選択※1	評価	配点	必須 選択	評価	配点	必須 選択	評価	配点	必須 選択※1	評価	配点	適用	必須 選択	評価	配点	適用	必須 選択※1	評価	配点	適用	必須 選択	評価	配点
企業(地域以外)	企業(地域以外)	過去15年度以降の同種工事の施工実績 ※2 ※3 ※4	より同種性の高い工事の実績がある 同種性が認められる工事の実績があり	必須	4.0 0.0	4	4.0 0.0	4	5.0 0.0	5	必須	3.0 0.0	3		7.0 0.0	7			必須	9.0 0.0	9			11.0 0.0	11		
		過去2年度に完成した北海道開発局発注工事における工事の平均点。実績がなければ10年度迄遡る。(同一工事区分)実績なしは加点しない。 ※5 ※6	80点以上 76点以上80点未満 72点以上76点未満 68点以上72点未満 68点未満	必須	5.0 3.8 2.5 1.3 0.0	5	5.0 3.8 2.5 1.3 0.0	5	6.0 4.5 3.0 1.5 0.0	6	必須	5.0 3.8 2.5 1.3 0.0	5		8.0 6.0 4.0 2.0 0.0	8											
		表彰(同一工事区分の過去2年度の表彰)、北海道開発局i-Con奨励賞(同一工事区分の過去1年度の受賞)又は国土交通省i-Construction大賞(同一工事区分の受賞決定日の翌月1日から2年間を対象)【重複評価なし】 ※6	局長表彰又は国土交通省i-Construction大賞大臣賞 営繕部長表彰、開発建設部長表彰又は国土交通省i-Construction大賞優秀賞 北海道開発局i-Con奨励賞 表彰なし	必須	2.0 1.0 0.5 0.0	2	2.0 1.0 0.5 0.0	2	2.0 1.0 0.5 0.0	2	必須	2.0 1.0 0.5 0.0	2		2.0 1.0 0.5 0.0	2											
		NETIS登録技術の活用【重複評価なし】 ※8	自社が開発した有用な技術があり、当該工事に活用 他社が開発した有用な技術を当該工事に活用 当該工事に活用しないが、自社の関連分野での技術開発がある 自社の関連分野での技術開発、当該工事での活用なし	選択	1.0 0.7 0.3 0.0	1	1.0 0.7 0.3 0.0	1	1.0 0.7 0.3 0.0	1	選択	1.0 0.7 0.3 0.0	1														
		施工場所(※9)に対する当該工種の本支店、営業所の所在地	開発建設部管内に本店有り 開発建設部管内に支店、営業所有り なし	選択	2.0 1.0 0.0	2	2.0 1.0 0.0	2	1.0 0.5 0.0	1																	
		過去10年度の近隣地域での施工実績(同一工事区分) ※10	あり なし	選択	2.0 0.0	2	2.0 0.0	2	1.0 0.0	1																	
		管内(※11)における過去3年度以降の社会資本整備に関するボランティア活動を、実情にあわせて設定	活動内容を表彰状、感謝状、礼状等で(労働の提供を認める。金品に寄付・寄贈は認めない。)確認できること。表彰等を行う機関としては、国、地方公共団体、特殊法人及び学校とする。	選択	1.0 0.0	1	1.0 0.0	1	1.0 0.0	1	選択	1.0 0.0	1														
		管内(※11)における過去3年度以降の災害活動の実績	災害時における活動実績(体制・巡回のみは対象外)が確認出来ること ※12	適用なし	1.0 0.0	-	1.0 0.0	-	1.0 0.0	-	適用なし	1.0 0.0	-														
		管内(※11)又は全道一円を対象とした当該年度有効の災害協定の締結	防災協定の締結が確認出来ること ※13	選択	1.0 0.0	1	1.0 0.0	1	1.0 0.0	1	選択	1.0 0.0	1														
		技術者の能力等	技術者の能力等	書面による施工管理能力の確認	配置予定技術者が当該工事において施工上配慮すべき留意事項等について評価	必須			10																		
過去15年度以降の同種工事の工事経験 同種性・立場 ※2 ※4 ※7	より同種性の高い工事において、監理(主任)技術者、特例監理技術者又は現場代理人として従事 より同種性の高い工事において、監理技術者補佐又は担当技術者として従事、又は同種性が認められる工事において、監理(主任)技術者、特例監理技術者又は現場代理人として従事 同種性が認められる工事において、監理技術者補佐又は担当技術者として従事			必須	7.0 3.5 0.0	7	3.0 1.5 0.0	3	7.0 3.5 0.0	7	必須	5.0 2.5 0.0	5		8.0 4.0 0.0	8			必須	9.0 4.5 0.0	9			12.0 6.0 0.0	12		
過去10年度の北海道開発局発注工事の監理(主任)技術者、特例監理技術者又は現場代理人としての成績(同一工事区分の任意の1工事)成績実績がない者は加点しない。 ※6 ※7	80点以上 76点以上80点未満 72点以上76点未満 68点以上72点未満 68点未満			必須	8.0 6.0 4.0 2.0 0.0	8	3.0 2.3 1.5 0.8 0.0	3	8.0 6.0 4.0 2.0 0.0	8	必須	5.0 3.8 2.5 1.3 0.0	5		8.0 6.0 4.0 2.0 0.0	8											
表彰(同一工事区分の過去4年度の表彰)又は海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰(同一事業部門の過去4年度の受賞)【重複評価なし】 ※6	局長表彰又は海外インフラプロジェクト優秀技術者国土交通大臣賞 営繕部長表彰、開発建設部長表彰又は海外インフラプロジェクト優秀技術者国土交通大臣奨励賞 表彰なし			必須	3.0 1.5 0.0	3	3.0 1.5 0.0	3	3.0 1.5 0.0	3	必須	3.0 1.5 0.0	3		3.0 1.5 0.0	3											
監理(主任)技術者の資格	技術士を有している又は1級施工管理技士等の経験年数10年(施工能力評価型(II型)は5年)以上 ※14 (2級が参加資格の場合は経験年数を省く)			適用なし	1.0 0.0	-	1.0 0.0	-	1.0 0.0	-	適用なし	1.0 0.0	-		1.0 0.0	-											
CPDへの取組	指定団体の一定数以上の認定の有無 ※15			選択	1.0 0.0	1	1.0 0.0	1	1.0 0.0	1	選択	1.0 0.0	1														
施工計画	施工計画が適切に記載されている 施工計画が不適切である			必須																							
簡易な技術提案	施工上の課題に対する考え方等(5段階評価)															20	20										
技術提案等 ※16	技術提案等 ※16			特に高い効果が期待できる	優											6.0											
				高い効果が期待できる	優良												4.5										
		効果が期待できる	良												3.0												
施工上の工夫に係る提案	施工上の工夫に係る提案	一定の効果が期待できる	良可											1.5													
		一般的事項のみの記載となっている	可												0.0												
		技術提案が不適切である	不可												0.0												
施工方法に加え、工事目的物そのものに係る提案	施工方法に加え、工事目的物そのものに係る提案	施工上の課題に対し、最も優れた効果が期待出来る	最優											7.0													
		施工上の課題に対し、優れた効果が期待出来る	優												4.5												
		施工上の課題に対し、効果が期待出来る	良												2.0												
ヒアリング	ヒアリング	十分な監理能力が確認出来る 一定の監理能力が期待出来る 上記以外						×1.0 ×0.5 ×0.0	技術者 実績に 乗じる	選択	×1.0 ×0.5 ×0.0																
		提案を十分に理解している 提案を理解している 上記以外						×1.0 ×0.5 ×0.0	技術 提案に 乗じる	選択	×1.0 ×0.5 ×0.0																
減点項目	減点項目	過去1ヶ月(ただし、指名停止期間が1ヶ月を超える場合は、指名停止のみ過去3ヶ月)の措置による減点	指名停止 文書注意 口頭注意	必須	-1.5 -1.0 -0.5	-1.5 重複無し -0.5	-1.5 -1.0 -0.5	-1.5 重複無し -0.5	-1.5 -1.0 -0.5	必須	-1.5 -1.0 -0.5	-1.5 重複無し -0.5		-1.5 -1.0 -0.5	-1.5 重複無し -0.5												
		修補請求等による措置を受けた場合(対象期間:過去6ヶ月)	低入札工事 低入札工事以外	必須	-1.0 -0.5	-1.0 -0.5	-1.0 -0.5	-1.0 -0.5	-1.0 -0.5	必須	-1.0 -0.5	-1.0 -0.5		-1.0 -0.5	-1.0 -0.5												
		賃上げ基準に達していない者(対象期間:契約担当官等が通知する減点措置の開始の日から1年間) ※21	過去に賃上げの実施を表明して加点を受けた落札者が表明書に記載した賃上げ基準に達していない場合は本制度の趣旨を意図的に逸脱している場合	必須	-3.0 【-4.0】※20	-3.0 【-4.0】※20	-3.0 【-4.0】※20	-3.0 【-4.0】※20	-3.0 【-4.0】※20	-3.0 【-4.0】※20	必須	-4.0 【-5.0】※20	-4.0 【-5.0】※20		-5.0	-5.0											
配点合計	配点合計	段階的選抜時	企業(地域) 技術者 技術提案等 合計											11 2 14 27													
		段階的選抜後(特定時)	企業(地域) 技術者 技術提案等 合計												11 6 19 30												
賃上げの実施を表明した企業等 ※18	賃上げの実施を表明した企業等 ※18	賃上げの実施を表明した企業等 ※18	賃上げの実施を表明した企業等 ※18	必須	2.0 【3.0】※20	2 【3】※20	2.0 【3.0】※20	2 【3】※20	2.0 【3.0】※20	2 【3】※20	必須	3.0 【4.0】※20	3 【4】※20		4.0	4											
				0.0		0.0		0.0		0.0		0.0		0.0		0.0		0.0		0.0		0.0		0.0			
加算点の合計					39		40		39		60			74					64					74			

## 補足事項

- ※1 必須項目及び選択項目の考え方。  
(1) 必須項目は原則適用とする。  
(2) 選択項目は必要に応じて設定。  
(3) 適用なしは、R4年度においては適用なしとする。
- ※2 より同種性とは、実績要件の同種性に加え、構造形式、規模・寸法、使用機材、架設工法、設計条件について更なる同種性が認められる工事。  
同種性とは、実績要件と同様の同種性が認められる工事。
- ※3 共同企業体の場合は、代表者の実績を評価する。構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
- ※4 当該実績が国土交通省北海道開発局、大臣官房官庁営繕部及び地方整備局の発注した工事の場合、工事成績評定点が65点未満のものを除く。  
また、「工事成績相互利用」の試行工事において、相互利用対象工事に該当する場合、工事成績評定点が65点未満のものを除く。
- ※5 過去2年度に実績がなければ過去4年度迄遡り、更に実績がなければ過去6年度迄遡り、更に実績がなければ過去8年度迄遡り、更に実績がなければ10年度迄遡る。  
工事成績評定点の平均点は、小数点第2位以下を切り捨て、小数点第1位までとする。共同企業体の場合は、各構成員の工事成績評定点の平均点を単純平均したものとす。
- ※6 入札手続開始日(公告日)が、切り替え基準日(原則8月1日)の前後により、対象年度を次のとおりとする。  
(1) 工事成績:基準日の前日までは前々年度以前、基準日以降は前年度以前の年度を対象とする。  
(2) 表彰:基準日の前日までは前年度以前、基準日以降は当該年度以前の年度を対象とする。  
(3) 北海道開発局i-Con奨励賞:基準日の前日までは前年度以前、基準日以降は当該年度以前の年度を対象とする。令和3年8月1日以降に入札契約手続を開始する工事から適用する。  
(4) 海外インフラプロジェクト技術者表彰:基準日の前日までは前々年度以前、基準日以降は前年度以前の年度を対象とする。令和3年8月1日以降に入札契約手続を開始する工事から適用する。  
国土交通省i-Construction大賞は、受賞決定日(国土交通省にて報道発表された日)の翌月1日から2年間を対象とする。令和4年4月1日以降に入札契約手続を開始する工事から適用する。
- ※7 技術者の従事期間が工期(設計図書、打ち合わせ記録等で専任の免除を明確にした期間を除く)の1/2未満の工事の実績は認めない。ただし、12ヶ月以上の従事期間のものは認める。  
また、対象期間中に出産・育児等休業を取得した場合は、休業期間に相当する日数を審査対象期間に加える。
- ※8 入札手続開始日(公告日)時点において、掲載期間終了技術については、評価の対象としない。
- ※9 参加資格要件を開発建設部管内に本支店営業所が所在とした場合、評価の対象としない。
- ※10 施工場所のある開発建設部管内において、元請けとして施工していること。(対象となる本来等級の最低金額\*0.9以上(最低等級の場合は10,000千円以上)の請負金額の工事に限る)  
共同企業体の場合は、当該共同企業体としての施工実績又は構成員のいずれか1社が施工実績を有していれば評価する。なお、構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。  
施工実績が国土交通省北海道開発局の発注した工事の場合、工事成績評定点が65点未満のものを除く。  
また、「工事成績相互利用」の試行工事において、相互利用対象工事に該当する場合、工事成績評定点が65点未満のものを除く。
- ※11 施工場所のある開発建設部管内とする。
- ※12 国、地方自治体又は公共施設の管理団体(地方公共団体の指定管理者制度に基づく者、港湾管理者、漁業協同組合、NEXCO)からの要請によるものとし、要請の無い活動は表彰状・感謝状・礼状で確認できるものとする。(要請については、防災協定書等のために準じ、指示された経緯が確認できるもの)
- ※13 国又は地方自治体との災害協定締結(建設業団体の協会等を通して国等と締結している場合を含む)が証明されていること。  
なお、開発局においては本局、北海道庁においては本庁との締結を含む。
- ※14 1級施工管理技士等とは、当該工事に係る1級国家資格者又はこれと同等以上の能力を有すると国土交通大臣が認定した者。  
なお、経験年数10年については、工事内容等を考慮し5年以上とする場合もある。
- ※15 建築CPD運営会議(事務局:(財)建築技術教育普及センター)加入団体が認定する「単位」である12認定時間(単位)/1年間以上を標準とする。なお、1年間とは、前年度4月1日から申請書及び技術資料の提出期限日までの任意の1年(連続12ヶ月間)とする。  
建築CPD運営会議加入団体:(公社)日本建築士会連合会、(一社)日本建築家協会、建築設備士関係団体CPD協議会、(一財)建設業振興基金、(一社)日本建築構造技術者協会、(一社)日本建築学会、(一社)日本建設業連合会、(一社)日本建築士事務所協会連合会  
「機械装置」は対象外とする。
- ※16 技術提案等のテーマ数は、原則以下の通りとする。  
2テーマ以上の場合、テーマごとの満点は設定内容により適宜按分する。  
・施工能力評価型I型 書面による施工監理能力の確認 1テーマ  
・技術提案評価型S型(WTO以外) 技術提案 1テーマ  
・技術提案評価型S型(WTO) 技術提案 1~2テーマ  
簡易な技術提案(施工計画) 1テーマ  
・技術提案評価型A型 技術提案 2~3テーマ  
簡易な技術提案(施工計画) 1テーマ
- 技術提案評価型S型のうち新営工事及び改修工事においては、技術提案の評価項目の1以上を「生産性向上に資する提案」とすることを標準とする。
- ※17 【 】内は、「簡易な技術提案(施工計画)」を選択しなかった場合の配点を示す。
- ※18 共同企業体が加点を受けるには各構成員による表明が必要。  
本取組の配点は加算点の5%以上の整数とする。  
(配点例)  
加算点の合計が60点(本取組に係る加点分を除く)で、本取組に係る配点が加算点(本取組に係る加点分を含む)の5%の場合  
・本取組に係る加点:60点×5/95=3.2点≒4点(小数点以下切り上げ)  
・加算点の満点:60点+4点=64点
- ※19 「中小企業等」とは、法人税法第66条第2項又は第3項に該当する者のことをいう。ただし、同条第6項に該当するものは除く。「大企業」はそれ以外の者のことをいう。
- ※20 【 】内は、加算点の合計(賃上げに係る加点分を除く)が、施工能力評価型においては38点を超え57点以下の場合、技術提案評価型においては57点を超え76点以下の場合の配点を示す。
- ※21 当該入札において本取組により加点する割合よりも大きな割合(1点大きな配点)の減点を行う。  
(加算点の満点が64点であって、本取組に係る加点割合が5%(加点4点)である場合、5点を減点することとなる。)